平成２１年（フ）第１５２号
鹿児島県伊佐市菱刈前目4770番地１　後迫アパートＡ棟－１号
債務者　橋口　　勲
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２１年（フ）第１５３号
鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目28番４号　つばさハイツ101
債務者　石原　慎二
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
　　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係
平成２１年（フ）第１００号
宮城県柴田郡大河原町字町27番地
債務者　吾妻久美子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第１０１号
宮城県柴田郡大河原町字町27番地
債務者　吾妻セツ子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第１１１号
宮城県角田市島田字今泉68番地
債務者　伊東千絵子（旧姓大川）
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　仙台地方裁判所大河原支部
平成２１年（フ）第１２３号
福島県伊達市梁川町希望ヶ丘74番地
債務者　三浦ツギ子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　福島地方裁判所
平成２１年（フ）第２３９号
福島県伊達郡国見町大字石母田字唐松25番地１
債務者　菊地　憲治
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　福島地方裁判所
平成２１年（フ）第２４６号
福島市本内字北下釜１番地の１　市住113号
債務者　須藤美智雄
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　福島地方裁判所
平成２１年（フ）第６０７号
高知県土佐市高岡町乙3281番地１
債務者　大野　政敏
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第６１４号
高知市日の出町５番13号　山下アパート
債務者　矢野　功二
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第６１７号
高知県南国市大埇甲2180番地８　ウィングハイツ201号
債務者　大塚　知佐
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第６２０号
高知市新屋敷１丁目５番６号　ニシビレッジ202
債務者　東中　一広
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第６２９号
高知市一宮東町１丁目28番15号　川本方
債務者　野田　信一
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第６５７号
高知市中万々57番地57
債務者　伊藤憲次郎
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第６６１号
高知市竹島町143番地14
債務者　川村　悦男
１　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　高知地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第１５５号
宮崎市吉村町図公甲1789番地13
債務者　河野　三郎
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　宮崎地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第１５６号
宮崎市吉村町図公甲1789番地13
債務者　河野　隆子
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　宮崎地方裁判所破産係
平成２１年（フ）第２７６号
宮崎市丸山１丁目46番地２
債務者　川﨑　　香
１　決定年月日時　平成21年８月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
　　宮崎地方裁判所破産係